

【居住前（入院中等）や認定申請中の取り扱い】

下記に該当する方が介護保険での福祉用具購入費支給申請を行う場合、支給されない場合があります。

(1) 入院中または施設入所中に申請する場合

福祉用具購入費支給申請の支給には、退院・施設退所して（在宅に戻って）住宅で実際に生活し福祉用具を使用していることが必要になります。

(2) 認定申請中に申請する場合

介護保険で福祉用具購入費支給申請を行えるのは、**要介護認定を受けている方**です。

認定申請中にも申請できますが、支給の可否は認定結果が出てからになります。

※認定結果が「非該当」の方は、支給対象外です。その場合は自己負担となりますので、ご注意ください。

《介護保険の福祉用具購入費支給申請における事前承諾書》

上記の事項を了承したうえで福祉用具購入費支給申請を行います。

被保険者名		被保険者No.																	
<p align="center">(1)(2) どちらかあてはまる項目に○をして必要項目をご記入下さい。</p>																			
(1)	入院・入所中の場合	退院・退所予定日（ 年 月 日）																	
	入院・入所施設名																		
(2)	認定申請中	申請日（ 年 月 日）																	

事後申請時にご記入下さい	退院・退所日	年	月	日	
	要介護認定日	年	月	日	

※コピーをお渡ししますので、上記欄を記入のうえ事後申請時に添付してください。